2021年11月17日の経営会議の概要

開催日時	2021年11月17日(水) 午前8時30分 ~午前9時10分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策体系・指標の承認
所管部課	市民部 市民協働推進課 男女平等推進センター
案件名称	「(仮称) 第5次町田市男女平等推進計画」の策定について
実施期間	2022年4月 ~ 2027年3月
法令根拠	男女共同参画社会基本法第14条第3項
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項
対象者	市民(在住・在勤)、事業者、町田市職員
(お客様)	
案件概要	男女平等参画を取り巻く国際的な社会情勢は、国連による持続可能な開発目
	標、いわゆるSDGsの目標の1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲
	げられるなど、男女平等参画を取り巻く国際的な社会情勢や各国の取り組みは、
	大きく変化しています。
	一方、日本の女性の参画状況は、世界経済フォーラムが発表した最新のジェン
	ダー・ギャップ指数2021によると、世界156ヵ国中120位と、他国と比
	べ遅れをとっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタ
	イルの変化により、リモートワークを始めとする多様な働き方への工夫が進む一
	方で、DV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力に対する被害が顕在化す
	るなど、身近な社会生活においても影響が表れています。
	町田市では、2017年3月に、現行計画である「一人ひとりがその人らしく
	生きるまちだプラン(第4次町田市男女平等推進計画)」を策定しました。この
	計画のもと、男女平等参画社会を取り巻く環境の変化を踏まえて、「その人らし
	さを発揮できる社会」の実現につなげてきました。
	また、新たな基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」
	(2022~2039年度)において、政策の1つとして「ありのまま自分を表
	現できるまちになる」を掲げ、"一人ひとりの個性を大切にする地域をつくるた
	めの取組 "を推進していくこととしています。
	このような社会情勢や本市の新たな基本構想・基本計画を踏まえ、また現行計
	画の名称を踏襲し、「(仮称) 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第
	5次町田市男女平等推進計画)」を策定します。本計画では、基本理念「その人ら
	しさを発揮できる社会の形成をめざして」のもとで、2つの目指すべき姿を「一
	人ひとりの人権を尊重するまち」、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍でき
	るまち」とし、「デジタル技術を活用した幅広い年齢層へのアプローチ」、「子育
	て分野などへの男性の参画促進」、「多様性を尊重する意識の浸透」、「SDGsの

	推進」の視点を新たに加え、誰ひとり取り残さず、その人らしさを発揮できる社
	会の形成を目指します。
主な意見	指摘された資料の文言及び表現を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<委員・幹事>
	石阪市長、髙橋副市長、赤塚副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広
	報担当部長、財務部長、企画政策課長兼企画政策課未来づくり担当課長、広報課
	長、秘書課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長
	<説明者>
	市民協働推進担当部長、市民総務課長、市民協働推進課長、男女平等・消費生活
	担当課長

пп /ш н н-	
開催日時	2021年11月17日(水) 午前9時10分 ~ 午前10時00分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策体系・指標の承認
所管部課	防災安全部市民生活安全課
案件名称	次期町田市安全安心まちづくり推進計画の策定について
実施期間	2022年4月 ~ 2027年3月
法令根拠	・町田市生活安全条例
	・東京都安全安心まちづくり条例
対象者	市民、来街者
(お客様)	
案件概要	町田市安全安心まちづくり推進計画(以下、「計画」という。)は、町田市生活
	安全条例に掲げる「安心して暮らせる地域社会の形成」を達成するため、2013
	年12月に策定し、これまでに2度改定を行いました。計画に基づき、市民や関
	係団体などと連携して様々な取組を行ってきた結果、市内の刑法犯認知件数は減
	少しています。
	現状を分析すると、市内で発生した犯罪の約3割は、「確実に戸締りをする」
	「補助錠を設置する」等、日々の暮らしの中に防犯意識がしっかりと浸透するこ
	とで被害を防止できるものです。インターネットを利用した犯罪も同様です。そ
	のため、一人ひとりが犯罪に遭わない行動をおこせるよう、自分を守る意識が高
	まる取組を行う必要があります。
	また、防犯活動の主体となっている町内会・自治会は、年々加入率が減少して
	おり、活動の継続性が危惧されています。地域活動に参加していない主な理由と
	して、仕事や家事などで忙しいことが挙げられています。そのため、これまでの
	│団体活動が継続されるとともに、防犯活動を行っていない方たちにも実践してい ■
	ただけるよう、新たな担い手を増やしていく取組を行う必要があります。
	さらに、まちの美化活動による防犯環境の維持に加え、防犯カメラやセンサー
	ライト等の防犯設備の設置が進み、犯罪が起こりにくいまちづくりが進んでいま
	す。引き続き、防犯に配慮した環境づくりを持続して行っていく必要があります。
	これらのことを踏まえ、第4次計画では、「体感治安の向上」を目標に設定す
	るとともに、この目標を達成するために市が行う取組の成果を客観的に測るもの
	として、「防犯に係る情報や対策等を伝えることができた人数」及び「防犯行動
	率」を成果指標に設定します。
	また、目標達成に向けて、計画の対象である「防犯意識の高揚」「防犯活動の支
	援・実施」「防犯に配慮した環境整備」を基に各取組を整理して、体系化しまし
	た。課題解決のため、「自分を守る意識づくり」「新たな担い手の創出」「持続的
	な防犯環境づくり」という3つの方向性で、11の取組項目を展開することで、
	「安心して暮らせる地域社会の形成」の実現を目指します。
主な意見	○重点取組が分かりやすくなるよう、表現を工夫すること。

	○指摘された資料の文言及び表現を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<委員・幹事>
	石阪市長、髙橋副市長、赤塚副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広
	報担当部長、財務部長、企画政策課長兼企画政策課未来づくり担当課長、広報課
	長、秘書課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長
	<説明者>
	防災安全部長、市民生活安全課長